

情報ボックスの利用手引き

平成11年3月

関東地方建設局道路部

1 はじめに

情報ボックスは、道路管理用光ファイバーの収容空間として設置されるものであるが、内部に空き空間がある場合には、高度情報通信社会の構築に資するため、これを民間事業者を利用させることとしているところであり、その利用の手続き、費用負担については、本手引きによる。

2 基本的な考え方

情報ボックスは、道路管理用光ファイバーケーブルを収容する施設として、道路管理者が設置するものである。従来、道路管理者は、道路管理用光ファイバーを収容するため、複数の管路を敷設してきたが、これらを単一空間の構造に変更した。これにより、生じた情報ボックス内部の空き空間について、民間事業者は、道路管理者の許可を受けて、通信線を当該空間に占有することができる。

3 貸し出し基準

情報ボックスの民間事業者への貸し出しは、高度情報通信社会の早期実現に寄与するものである。したがって、対象となる民間事業者のケーブルは、高度情報通信社会の実現に寄与する大容量の情報を通信するケーブルを原則とし、早期に整備する計画が確定していることが必要である。

情報ボックスは、高度情報化社会を構築する情報ハイウェイの収容空間を提供するもので、いわゆる幹線系のケーブルを収容するものであり、頻繁に沿道利用が生ずるような利用形態は考えていない。

- 1) 情報ボックスに占有することができる物件は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による電気通信事業者、有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）による有線テレビジョン放送事業者等の民間事業者の敷設する光ファイバーケーブル等の通信線とするが、原則として以下の条件を満たしているケーブルについて対象とする。

光ファイバーケーブルなど大容量のケーブルであること。

ネットワークとして建設完了後概ね5ヶ年以内に占有することが高い確度で明らかなケーブルであること。

- 2) 情報ボックスは、限られた空間を貸し出すこととなる。その場合の貸し出し優先度は、つぎのとおりである。

義務占有物件を優先する。

より広域なネット網を優先する。

より芯数の多いケーブルを優先する。

整備年度の早い計画に係わるケーブルを優先する。

限られた空間を系統的に有効活用できるケーブル（複数の組み合わせにより有効活用出来る場合を含む。）を優先する。

- 3) 留意事項は、つぎのとおりである。

企業数が少ない区間でも、さや管占有は1企業1条を原則とする。また、近く合併を公表している企業は、合併後の1企業に割り当てる。

より多くの企業が参画出来るように、調整（少芯数の企業による共有

ケーブル、又はインナー管による分割等)は、関係者で出来る。

入溝工事やその後の管理については、適宜、電線共同溝保安細則を準用する。

占用を終える場合、独自に必要な施設を除去する場合は、情報ボックス及び道路を現状に回復すること。なお、情報ボックス本体の構造の変更を行った場合、当該企業が負担した費用は一切返却しないこととする。

4 利用手続き

< 貸出の周知 >

道路管理者は、整備済み区間及び整備計画区間について、電気通信事業者・有線テレビジョン放送事業者等に周知し、当該情報ボックスへの占用希望を受け付ける。周知の方法は、各地方建設局のインターネットホームページへの掲載とする。

1) 整備計画区間について

< 占用希望の受付 >

当該情報ボックスの占用を希望する者は、各事務所に道路占用希望申出書(様式1)を、提出するものとする。提出期限は、貸出説明会がある場合は、説明会后30日以内、説明会が無い場合は、周知後30日以内とする。

占用希望の判断に細部状況が必要になる場合を想定し、説明会后1週間程度又は、周知後1週間程度、5万分の1の路線図による提示を事務所で行う。

希望申出書には、敷設する区間、電線の種類及び芯数、敷設する時期を明示するが、条件を満たしているか、その優先度はどうか等を確認できるような全体占用計画と関連計画書並びに、新規に希望する企業においては企業説明書を添付する。

< 希望許可・貸出の通知 >

道路管理者は、その整備にあたり、占用対象とするケーブルについては、可能な範囲で計画に反映し、入溝の可否を通知する(占用希望申出回答書(様式2・3))。

貸出希望企業数空き空間数より多い場合は、道路管理者はその旨を当該企業者に通知し、調整する。

ただし、情報ボックス本体の構造変更及び企業が独自に必要な施設に対応する場合は、その整備に必要な費用は、民間事業者が負担するので、民間事業者間調整の結果、辞退する旨の申し立てをする事はさしつかえない。

占用希望申出回答は、希望申出の締め切りの後、または道路管理者との協議の後、速やかに行うこととする。

< 占用許可の申請 >

占用希望申出回答書(様式2)を受けた民間事業者は、情報ボックス

内部に光ファイバーケーブル等の電線を敷設する場合には、道路管理者に対して道路法第32条に基づく占有許可申請を行わなければならない（道路占有許可申請・協議書は事務所に提出）。

当該民間事業者が、相当な期間を経過しても正当な理由がなくして占有許可申請を行わない場合には、先の占有希望申出回答を取り消すことができる。

なお、「相当な期間」とは、申出内容にある敷設予定時期を基準に判断するものとする。「正当な理由」としては、例えば、当該占有希望の申出者から、敷設予定時期を変更する旨の申立てがあり、かつ、変更された敷設時期が明確に定められていると認められる場合等が考えられる。

2) 既整備区間について

< 事後占有の取扱い >

完成後において、情報ボックス内部に占有することが出来る空間が残されている場合は、当該区間に占有をしていない民間事業者（事後占有希望者）は、道路法第32条に基づく占有許可申請をし、道路管理者の許可を受けて、情報ボックスを占有することが出来る。

この場合、

増設さや管工事は、道路法24条に基づき民間事業者が施工し、さや管は道路管理者に帰属する。ただし、道路管理者の整備計画により、事後占有希望者の希望時期とは必ずしも一致しない場合がある。

さや管の内部をインナー管により区分することが可能であり、これにより入溝させることが可能であれば、道路管理者は、占有許可する。この場合、既占有者は、同一のさや管内に他の民間事業者が事後占有することについて合理的な理由がない限り拒否できない。インナー管工事は、道路法24条に基づき民間事業者が施工するものとする。よって、インナー管は道路管理者に帰属する。

情報ボックスの占有は、さや管内の空間を独占使用する権利まで付与されているのではなく、あくまで情報ボックス内部の特定のさや管の中に通信線を設置することを許可されているにすぎないからである。

ただし、道路管理者は、事後占有希望者による情報ボックスの占有が次の各号のいずれかに該当することとなる場合は、占有許可をしない。

当該情報ボックスを占有している者の権利を侵害すること。

当該情報ボックスの規模及び構造上相当でないこと。

当該情報ボックスの管理に支障を及ぼすこと。

5 費用負担及び管理

情報ボックス本体の建設に要する費用は、道路管理者が負担する。ただし、占有希望の申出を考慮した結果、道路管理者が予定した構造に変更が生じる場合には、当該変更に必要な建設費用については、民間事業者が負担する。

既整備区間の、増設さや管工事について道路法24条に基づく場合は、事後占有希望者、道路管理者の整備計画による場合は、道路管理者の負担となる。また、インナー管工事は、道路法第24条に基づき民間事業者が施工するもので、占有希望者の負担となる。

また、情報ボックスは、道路施設として道路管理者が所有するものであるが、安全かつ円滑な管理運営を図るため「電線共同溝保安細則」を準用する。

1) 民間事業者が独自に必要とする施設

民間事業者が情報ボックスを利用する際に、独自に必要とするハンドホール等の施設については、道路法32条に基づく占有物件とする。この場合、情報ボックスとは直接に接続することなく、車道以外の余裕地に設けることとする。

なお、道路管理者が設置するハンドホールの設置場所と民間事業者の希望する設置場所が一致する場合であって、かつ、道路管理者が道路管理上支障がないと認める場合には、道路管理者が設置するハンドホールを使用することが出来る。

この場合、構造に変更がない限り建設費用を負担することなく使用することができるが、構造変更が必要となる場合は、その妥当性を勘案し、民間事業者の負担により構造変更を行う。

2) 占有料

道路管理者は、情報ボックス内部を占有している民間事業者から、当該情報ボックスを占有している光ファイバー等の電線について、道路法39条に規定する占有料を徴収する。

6 その他

1) 占有許可条件

占有許可に当たっては、一般的な条件のほか次の2つの条件を付す。

道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合その他道路管理上の事由により占有物件の移転、除去等の必要が生じた場合には、占有者が自らの費用負担により占有物件を移転、除去その他必要な措置をとらなければならない。」

「事後占有希望者があった場合に、さや管の内部を仕切管により区分することが可能であり、これにより入溝させることが可能であれば、道路管理者はこれによる占有許可を認めることがある。」

2) 占有を終える場合の取扱い

占有を終える場合には、以下の取扱いとする。

独自に必要とした施設については除去し、情報ボックス及び道路を原状に回復すること。

情報ボックス本体の構造の変更を行った場合、当該企業が負担した費用は一切返却しないこと。

以上

(様式 1)

道 路 占 用 希 望 申 出 書

工 事 事 務 所 長 殿

〒 _____
住 所 _____
氏 名 _____
担当者 (連絡先) 氏名 _____
TEL _____

下記の区間における情報ボックスに電線を敷設することを希望致します。

記

情報ボックス整備計画の区間	一般国道 号 地先
情報ボックスに電線を敷設する区間	地先
情報ボックスに施設する電線の種類 及び芯数	
情報ボックスに電線を敷設する予定 時期	平成 年 月 日

(様式 2)

占 用 希 望 申 出 回 答 書

第 号
平成 年 月 日

殿

工 事 事 務 所 長 印

平成 年 月 日 付けで申出のあった占有希望について、下記のとおり、承諾する。但し、下記の情報ボックスの建設が完了した後は、速やかに占有許可申請をすること。相当な期間を経過しても正当な理由なくして占有許可申請を行わない場合には、当該申出に対する優先的な取扱いを行うことを取りやめることとする。

記

情報ボックス整備計画の区間	一般国道 号 地先
情報ボックスに電線を敷設する区間	地先
情報ボックスに施設する電線の種類 及び芯数	
情報ボックスに電線を敷設する予定 時期	平成 年 月 日

(様式 3)

占 用 希 望 申 出 回 答 書

第 号
平成 年 月 日

殿

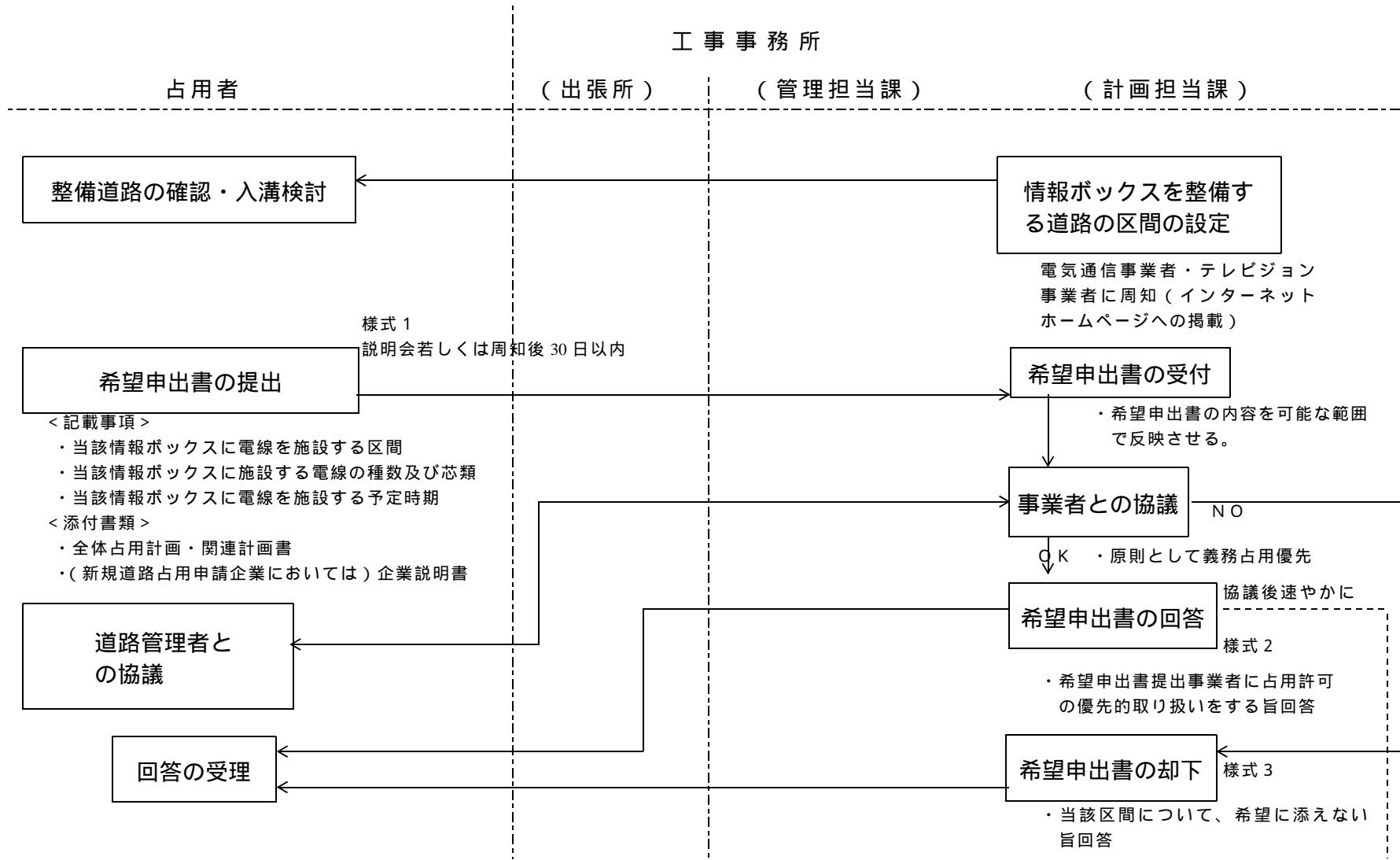
工 事 事 務 所 長 印

平成 年 月 日 付 け で、希 望 申 出 の あ っ た 下 記 区 間 に つ い て 検 討
し た と ころ、承 諾 で き な い 旨 回 答 す る。

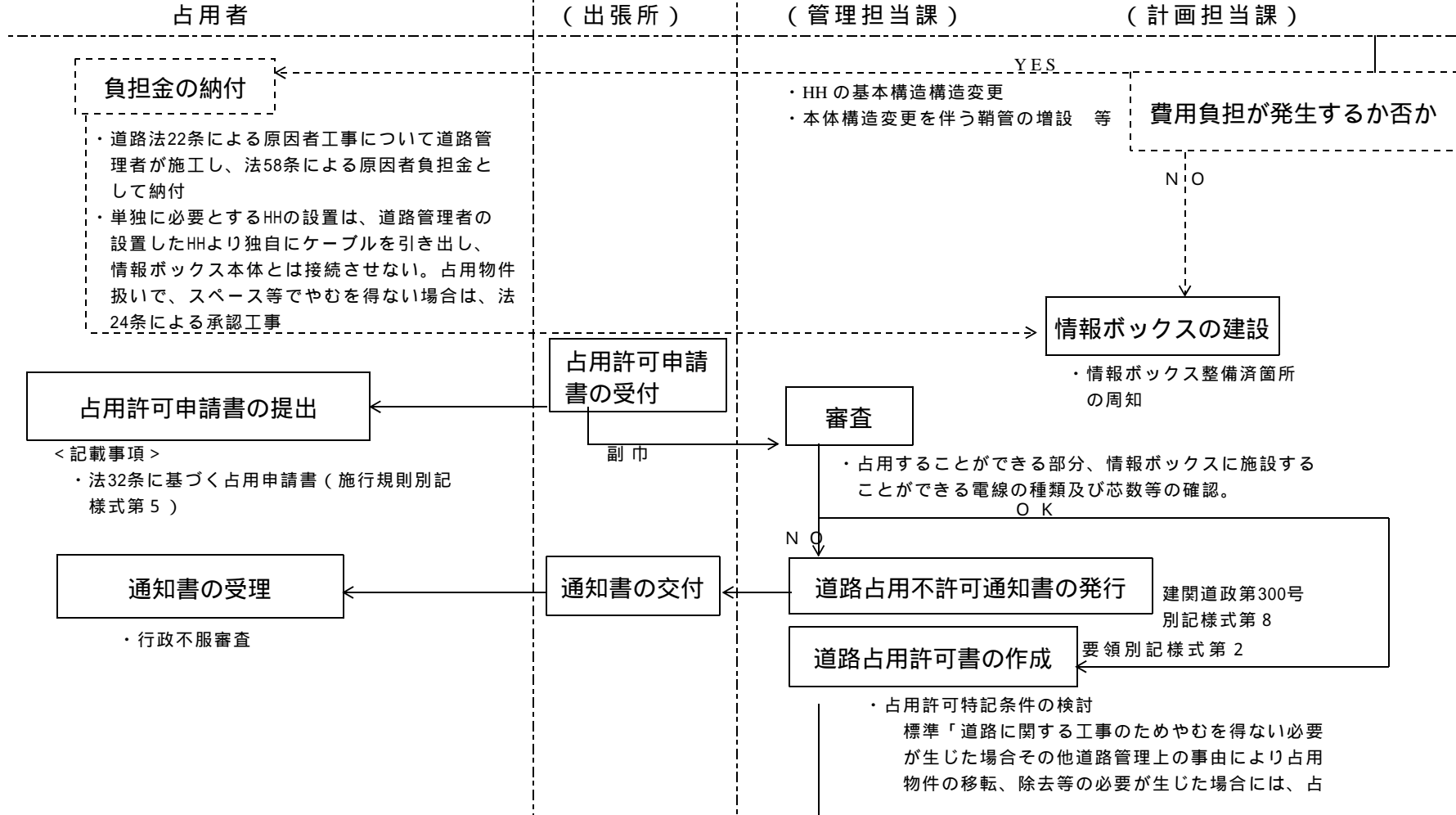
記

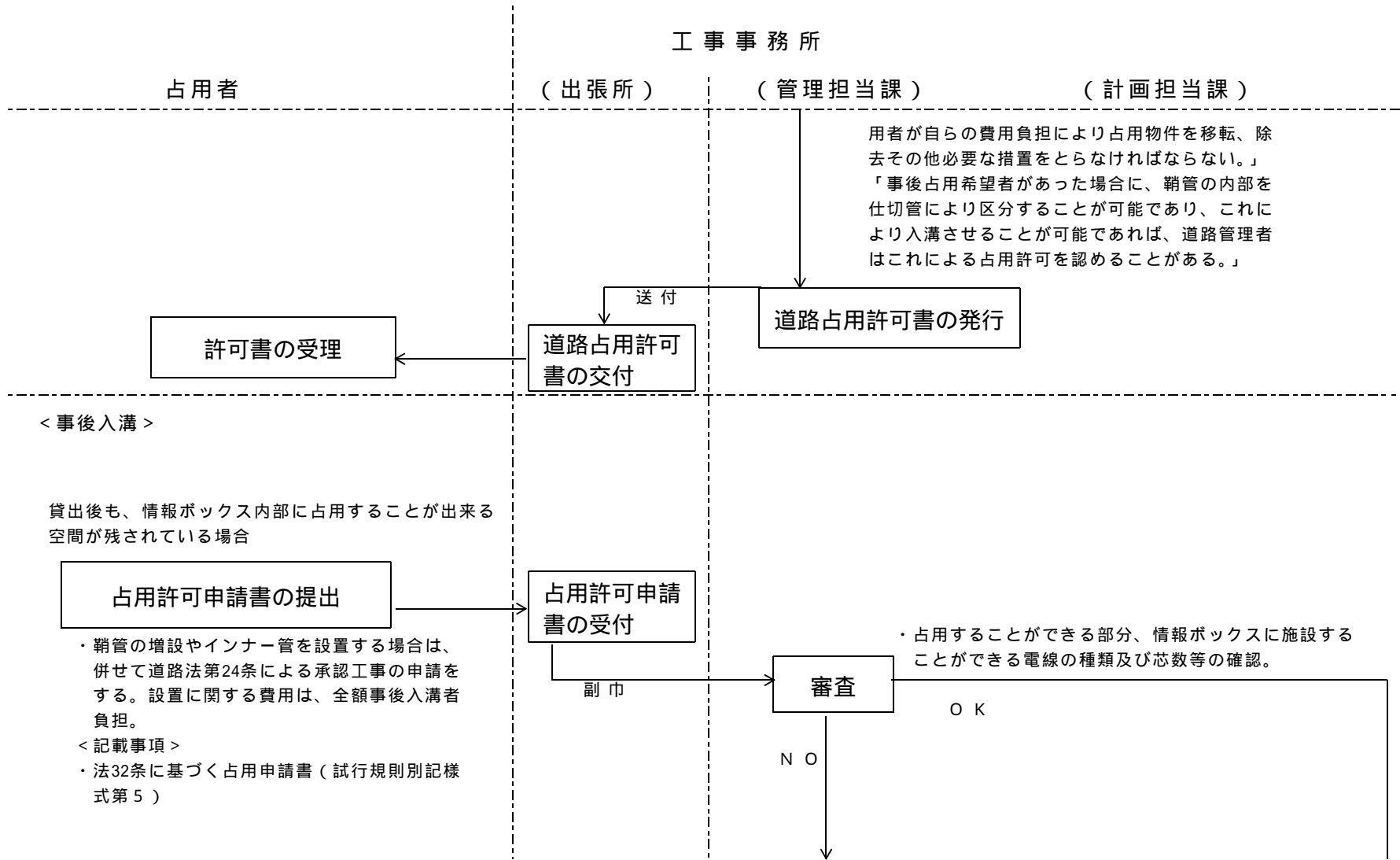
情報ボックス整備計画の区間	一般国道 号 地 先
情報ボックスに電線を敷設する区間	地 先
情報ボックスに施設する電線の種類 及び芯数	
情報ボックスに電線を敷設する予定 時期	平成 年 月 日

情報ボックスの占用に係る事務手続きフロー



工 事 事 務 所





工 事 事 務 所

